

## 五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成26年3月28日

五泉市監査委員  
柄沢 則夫  
平井 敏弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

税務課（地域振興課の税務課に属する業務を含む）

### 3. 監査の期間

平成25年10月30日～平成25年11月26日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

| 監査の結果(指摘事項)   | 措置内容   |
|---|--|
| ① 特定非営利活動法人の課税において、不適切な事例が見受けられた。市税条例に基づく適正な事務処理に努められたい。                  | 特定非営利活動法人、2件の法人について、税務署にて事業報告書により収益事業を行わない法人であることを確認し、市税条例第39条に基づき減免と訂正をいたしました。<br>今後も、市税条例に基づき適正な事務処理を行ってまいります。 |
| ② 使用していない備品が多数見受けられたので、有効活用・利用の促進を図り適正な管理に努められたい。現在の保管場所の有効利用についても検討されたい。 | 未使用備品の再利用を各課へ情報提供し、4個を所管換えをして有効利用を図りました。また、残りの4個は車庫棟から支所へ移動し、車庫棟の整理をいたしました。                                      |